

令和7年度首都圏等大都市圏における観光プロモーション業務 企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務を行う目的

前回の伊勢神宮式年遷宮の平成25(2013)年以降、首都圏から三重県への宿泊来訪者数は、年々減少傾向にあります。このような状況の中、令和7(2025)年には大阪・関西万博が開催され、令和8(2026)年にはお木曳行事等の次期式年遷宮に向けた諸行事が始まるなど、県内外で大規模なイベント予定されています。これらの大規模イベントには、国内外から多くの人々が訪れることが見込まれ、三重県の観光誘客にとっても大きなチャンスとなります。

そこで、三重県の認知をさらに高め、本県が観光地として今後も選ばれ続けるためには、これらの好機を見据え、三重の強みを生かした観光プロモーションを戦略的に展開し、さらなる誘客につなげていくことが必要です。特に、国内外の人や情報が集中する首都圏等の大都市圏において、情報発信を強化していくことが重要です。

一方、コロナ後の観光需要の高まりを背景に、他都道府県においても積極的な観光プロモーションが展開されており、三重県としても他都道府県との差別化が求められています。

また、国内の観光地では、オーバーツーリズムの問題も生じており、観光政策における「量」から「質」への転換が求められる中、三重県も本県の「上質」な観光資源を生かした観光プロモーションを展開する必要があります。

以上をふまえ、本業務では、旅行に対して、単なるレジャーとしての側面だけではなく、学びや発見といった付加価値など、上質な体験を求める層に対して、三重県の観光地としての認知向上を図り、誘客へとつなげることを目的として、首都圏等の大都市圏において、観光プロモーションを展開します。

2 企画提案コンペを行う目的

当該企画提案コンペは、令和7年度首都圏等大都市圏における観光プロモーション業務を委託すべき業者を選定するために実施するものです。

3 委託業務の内容(詳細は別添業務委託仕様書のとおり)

(1) 委託業務名

令和7年度首都圏等大都市圏における観光プロモーション業務

(2) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

(3) 契約上限額

75,632,260円(消費税及び地方消費税を含む。)

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

なお、共同事業体等複数者から成る組織による参加も可能とします。ただし、当該共同事業体の各構成員が下記条件をすべて満たすこと。共同事業体等により参加する場合は、代表となる主体を定めること。同時に複数の共同事業体の構成員になることはできず、また、共同事業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことはできません。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中でないこと又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。
- (5) 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 企画提案者の参加意思表示

企画提案に参加を希望する者は、次のとおり申し込みを行ってください。

(1) 提出書類 各1部

ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）

イ 共同事業体協定書兼委任状（第2号様式）

※ 共同体等、複数社から成る組織による参加の場合

ウ 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」又は「代表者事項証明書」のうち、いずれかの写し

(2) 提出期限

令和7年3月12日（水）12時

(3) 提出方法

17の問い合わせ先に、持参、郵送（郵便又は民間事業者による信書便）又は電子メールにより提出してください。

※ 郵送（郵便又は民間事業者による信書便）又は電子メールの場合は必ず到着を確認してください。

6 企画提案コンペに関する質問の提出及び回答

(1) 質問の提出期限

令和7年3月6日（木）12時

(2) 質問の提出方法

17の問い合わせ先に電子メールで提出してください。

電子メール送信後、電話にて受理の確認を行ってください。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年3月10日（月）17時までに三重県ウェブサイトに掲載します。

7 企画提案参加者の資格審査及び結果通知

(1) 企画提案参加者の資格審査

提出された「企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）」等により、資格審査を行います。

(2) 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、すべての参加意思表示者に対して、令和7年3月19日（水）17時までに通知します。

8 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等の提出者

企画提案書等は、上記7（2）の資格審査の結果通知において企画提案書等の提出を認められた者のみ提出することができます。

(2) 提出資料 各10部

ア 企画提案書の概要書

- ・ 企画提案書及び見積書の記載内容の要点をまとめたもの
- ・ A4版で2ページ以内、文字サイズ10ポイント以上

イ 企画提案書

- ・ 原則A4版で表紙を含め50ページ以内、両面長辺綴じ印刷、文字サイズ10ポイント以上
- ・ 別添業務委託仕様書の内容をふまえ、可能な限り具体的に提案すること。ただし、下記の項目については、必ず提案書に記載してください。

【SNSを活用した情報発信】

- SNSを活用した情報発信の企画案

【テレビ等のメディアを活用した情報発信】

- キー局テレビ番組等での取材・ロケ獲得目標
- メディアへの働きかけの具体案
- メディア等向け説明会の企画案

【交通広告の掲出】

- クリエイティブの掲出計画

【「ツーリズム EXPO ジャパン 2025 愛知・中部北陸」出展】

- 三重県ブース全体のテーマや、外観、レイアウト等の企画案
- 三重県ブース内における子出展者間の周遊施策
- 三重県ブースの運営方針

※ 本出展業務に係る費用は、プロモーション業務全体に係る費用の1割を目安として、提案してください。

【自由提案プロモーション】

■ 企画案

※ 従来の発想にとらわれることなく、柔軟に提案してください。

【効果検証】

■ KPI 及び目標値

■ 効果検証の方法

※ 施策毎の観光消費額あるいは観光消費額算出の基礎となる来訪者数（日帰り・宿泊）の推計方法も提案してください。

【共通事項】

■ ターゲットの具体的なペルソナ像

■ 全体のプロモーション計画

（基本的な考え方、年間スケジュール、施策間の連携、予算配分等）

■ 三重県観光連盟公式 HP「観光三重」及び本プロモーション用特設サイト「極上の休息を。三重県」の効果的な活用案

■ 実施体制

ウ 見積書（任意様式）

- ・ 課税業者であるか非課税業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。
- ・ 費用の内訳を可能な限り記載すること。
- ・ 社名及び代表名を記載すること。なお、発行責任者、担当者の氏名、連絡先の記載がある場合、代表者印は不要です。

エ 企画提案者の活動概要がわかる資料

- ・ 組織概要や体制等がわかる書類（自社パンフレット等でも可）
- ・ 過去 5 年間の類似業務の事例概要（主なもの）

（3）提出期間

令和 7 年 3 月 25 日（火） 9 時から 17 時まで（厳守）

（4）提出方法

17 の問い合わせ先に、持参又は郵送（郵便又は民間事業者による信書便）により提出してください。

なお、郵送する場合は郵便又は民間事業者による信書便で、（3）提出期間内に到着するよう配達日時の指定を行い、企画提案書等が（3）提出期間内に確実に届くかどうかを送付前に郵便又は民間事業者を確認してください。また、発送した後に、電話にて 17 の問い合わせ先に発送した旨の連絡をしてください。

9 最優秀提案者の選定

（1）企画提案書等の審査

この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料等については、別に設置する「令和 7 年度首都圏等大都市圏における観光プロモーション業務企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」といいます。）において審査のうえ、最優秀提案者を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結します。

なお、選定において、最低制限基準点（合計満点比 60%）未満の提案は失格とします。また、この基準は一者提案となった場合も同様とします。

（2）審査基準

以下の項目により、審査します。

なお、「ア 戦略性」、「イ 企画性」については、配点を 2 倍とします。

ア 戦略性

① 合理性（×2）

ターゲットのペルソナ像、全体のプロモーション計画等は、戦略的意図をもって、合理的に設定されているか。

② 的確性（×2）

事業の目的を達成するにあたり、各プロモーション施策は的確な手法か。

③ 一体性（×2）

施策間の連携が図られており、一体的なプロモーションとして相乗効果が期待できるか。

イ 企画性

① 新規性（×2）

斬新で、オリジナリティのある提案となっているか。

② おもしろさ（×2）

ユニークで、インパクトのある提案となっているか。

③ 費用対効果（×2）

費用に対して、効果的にターゲットにリーチできるか。

ウ 効果検証

① KPI 及び目標値

KPI 及び目標値は、根拠に基づき、適切に設定されているか。

② 効果検証の方法

事業の効果を適切に検証できる方法となっているか。

（3）プレゼンテーションの実施

選定委員会の審査にあたり、以下のとおりプレゼンテーションを実施します。

ア 実施日（予定）

令和 7 年 3 月 31 日（月）

イ 場所（予定）

三重県庁（改めて別途通知します。）

ただし、三重県が指定するオンライン会議システムを利用してプレゼンテーションを実施する場合があります。

ウ 時間

改めて別途通知します。

エ 説明者

3 人までとします。

オ その他

- ・ プレゼンテーションは、事前にご提出いただく企画提案書等のみを使用し、説明をお願いします。
 - ・ 提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書類審査を行い、優秀提案者を5者選定した上で、当該優秀提案者によるプレゼンテーションを実施するものとします。
- ※ 提案者が多数の場合における事前の書類審査の結果（優秀提案者に選定か非選定かの結果）については、令和7年3月28日（金）17時までに通知します。

（4）審査結果

最優秀提案者が決定した後に、各提案者に対して速やかに通知します。

10 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- （1）消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」（所管税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの）（有料）の写し（提示可）
 - （2）三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したもの）（無料）の写し（提示可）
 - （3）過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- ※ 三重県が別途指定した日までに提出してください（FAX 又は電子メール可）。

11 契約方法に関する事項

- （1）契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。
- （2）契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

なお、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

- （3）契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。

12 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

13 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

14 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

15 障がいを理由とする差別の解消の推進

受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

16 その他

- (1) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。
- (2) 企画提案に要する費用は提案者の負担とします。
- (3) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- (4) 提出された全ての書類は返却しません。
- (5) 提出された全ての書類は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。
- (6) 選考経過は公表しません。
- (7) 審査結果についての異議申立は受け付けません。
- (8) 当該企画提案コンペの選定の効果は、令和7年度予算発効時（令和7年4月1日（火））において生じるものとします。

17 問い合わせ先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県観光部観光誘客推進課内 寺井

TEL 059-224-2802

FAX 059-224-2801

E-MAIL kankoyu@pref.mie.lg.jp